

女性活躍推進法に基づく「男女賃金の差異」の公表

| 区分   | 男女賃金の差異（男性の賃金に対する女性の賃金の割合） |
|------|----------------------------|
| 全労働者 | 48.5%                      |
| 正社員  | 83.5%                      |
| パート  | 78.3%                      |

- ・ 対象期間：2024.4.1～2025.3.31
- ・ 正社員：社外の出向者を除く
- ・ パート：契約社員、アルバイト、パートが該当
- ・ 賃金：通勤手当を除く

公表日 2025年7月22日